

# 一般社団法人 八幡平市体育協会派遣費支給規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人八幡平市体育協会（以下「本会」という。）の加盟団体会員が八幡平市代表で出場する場合に派遣費の支給と、加盟団体会員及び八幡平市出身の選手、監督等が東北総合体育大会、国民体育大会、オリンピック及びパラリンピックに出場する場合に激励金の交付をすることを目的とする。

## (対象とする大会)

第2条 派遣費を対象とする大会は、都道府県教育委員会、都道府県体育協会、都道府県スポーツ団体、本会加盟団体の都道府県上部団体のいずれかが主催、共催する大会の県大会以上とする。但し、県大会及び自由参加ができる大会の助成は加盟団体1大会までとし、他団体から派遣費等の支給を受ける場合は、その差額を除き助成する。

2 前項に該当する大会であっても、次に掲げるものは対象としない。

(1) 実業団を対象とした大会

(2) 全国スポレク祭や福祉系大会等における種目は対象としない。但し、県予選会の行われるものはこの限りではない

(3) 営利を目的として活動する団体又は個人

3 激励金を対象とする大会は東北総合体育大会、国民体育大会（八幡平市居住者）、オリンピック及びパラリンピック（八幡平市出身者）とする。但し、会長が認めた東北大会以上の大会についてはこの限りではない。

## (派遣費の種類)

第3条 派遣費の種類は、交通費、宿泊費、日当、大会参加料等とし下記のとおりとする。

## (交通費)

第4条 交通費の種類は、JR運賃等の公的交通機関及び車賃とし、最も経済的な経路で算定する。出発起点は最寄りの八幡平市役所若しくは各支所とする。複数の支所から出発となる場合は、複数の起点から決められた台数により支給することができる。

2 JR運賃等には、県外で開催される大会に出場する場合、特急料金もしくは急行料金を支給できる。

3 車賃は乗用車（任意保険加入車両に限る）1台に4人乗車したものとし、1キロメートルにつき30円で算定するものとする。ただし、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数は切り捨てるものとする。

4 高速道路利用料金は、出発起点より片道50キロメートル以上を対象として支給する。

5 開会式場と競技会場が異なる場合は起点より遠方で計算する。

## (宿泊費)

第5条 宿泊費の支給は、出発起点より片道100キロメートル以上の遠隔地で行われる岩手県大会以上とし、その額は大会要項等に定められた額とし、宿泊後に領収書を提出することとする。大会要項に宿泊費の額が定められていない場合は当該年の岩手県民体育大会の要項に定めている宿泊費の額を摘要する。

## (日当)

第6条 日当の額は一人あたり一日500円とする。

(大会参加料)

第7条 大会参加料等は大会要項に定めている額とする。

(参加人員)

第8条 大会参加人員は、大会要項(申込書)で定められた人数以内とし、対象者は監督・選手とする。ただし、大会参加上、必要な帯同審判員・指導員等については認めるものとする。

(激励金の基準)

第9条 激励金の交付金額は下記とする。

- (1) 東北総合体育大会は一人あたり3,000円
- (2) 国民体育大会は一人あたり5,000円
- (3) オリンピック、パラリンピックは一人あたり10,000円

(派遣費の申請)

第10条 派遣費の支給を受けようとする者は、加盟団体代表者が派遣費申請書(様式第1号)を参加申込と同時に、派遣費計算内訳(様式第2号)及び必要な書類を添えて、本会に提出しなければならない。

(派遣費の決定通知)

第11条 本会は、派遣費申請書の提出を受け、派遣費の交付を決定したときは、派遣費交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(派遣費の請求)

第12条 派遣費の決定通知を受けた者は、大会終了後、派遣費請求書(様式第4号)に、結果報告書(様式第7号)派遣費精算内訳(様式第8号)参加者名簿(様式第9号)及び必要な書類を添えて、本会に提出しなければならない。

2 概算払いを受けようとする者は、概算払請求書(様式第5号)により、派遣費計算内訳(様式第2号)及び必要な書類を添えて、本会に提出しなければならない。

3 概算払いを受けた者は、大会終了後、概算払精算書(様式第6号)に結果報告書(様式第7号)派遣費精算内訳(様式第8号)参加者名簿(様式第9号)及び必要な書類を添えて、速やかに派遣費の精算をしなければならない。

4 その他、必要な事項は別途協議することとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規程は一部改正のうえ、平成25年2月6日から施行する。
- 3 この規程は一部改正のうえ、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この規程は一部改正のうえ、平成30年4月1日から施行する。